

児童の権利条約第4回・第5回日本政府報告審査（書面回答）

問1. 子どもに関連する政策のための予算とその管理について。

（答）

審査の際に述べたとおり、日本政府の様々な施策が子どもに関連しているが、子どもに関する部分に限定することが困難な事業もある。LOIへの回答に加え、審査で予算について取り上げられた事項に関連する2018年度予算について例示すれば以下のとおり。なお、日本政府は、政策評価及び行政事業レビューを通じて政策の効果や事業の点検を行っている。

日本政府は、UNICEFに対し、2018年（暦年）にコア予算で19.02百万米ドル、補正予算で61.36百万米ドルの、合わせて80.38百万米ドルを拠出した。この拠出は、世界における最も弱い立場にある子どもたち及びその家族のために使われており、具体的なプロジェクトとしては「中南部ソマリアにおける飢饉予防のための総合支援」（ソマリア）、「コンゴ民主共和国における紛争被害を受けている子ども及び地域に対する包括的緊急支援」（コンゴ民）、「教育と水・衛生事業を通じたイラクの国内避難民及び帰還民の子どもたち及び家族の生活の質の向上」（イラク）等がある。

内閣府においては、子供のための予算を2018年度は約2,471,679百万円措置している。なお、上記の予算額は、子供の育成支援に直接的あるいは間接的に関わるものとしてまとめた予算であり、その中には、全ての年齢の者を対象としており子供に関する予算部分を切り分けることが困難な予算も多く含まれる。

この内閣府予算には、子供の貧困対策のための予算（約1,506百万円）、児童手当制度のための予算（約1,379,547百万円）が含まれている。

文部科学省における子ども関連の政策のための2018年度予算は以下のとおり。

1. いじめ関連予算	単位(円)
いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	6,360,446,000
小計	6,360,446,000
2. 特別支援教育関連予算	
切れ目ない支援体制整備充実事業	1,599,954,000
学校における医療的ケア実施体制構築事業	59,211,000

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業	280,328,000
特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業	49,993,000
学習指導要領等の改訂及び学習・指導方法の改善・充実	103,872,000
学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業	86,405,000
入院児童生徒等への教育保障体制整備事業	50,309,000
学習上の支援機器等教材活用促進事業	20,199,000
教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト	145,530,000
小計	2,395,801,000
3. 放射線教育関連予算	
放射線副読本の改訂・普及	178,649,000
学校における放射線に関する教育の支援	32,211,000
小計	210,860,000
計	8,967,107,000

問2. 政府として地方自治体のオンブズパーソン・ユニットを全国規模にするよう推進する予定。

（答）

オンブズパーソン制度は、我が国の各地方自治体の判断で、市民の権利保護のために問題の相談や救済の申立てを行う取組として行われている。現時点では政府としてこの制度を全国展開するよう推進する予定はない。

問3. 児童への体罰や虐待の結果として親と子を引き離すか否かの判断を行う主体。

（答）

法律の実施・適用については、行政上の問題であれば、行政機関が判断を行う。個別の事件として裁判所に申し立てられた場合は、各事件の解決に必要な限度で裁判所が判断することになる。

問4. 政府による政策の策定において、一般に子どもが意見を表明する機会の有無。

(答)

政策の策定に当たっては、子どもの意見を反映するため、市民社会を通じて子どもたちの意見を聞く機会を設けたり、子どもが参画するような機会を設けている。

問5. 性犯罪の公訴時効期間と民法の不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間。

(答)

性犯罪の公訴時効期間は以下のとおり。

- ① 強制わいせつ(刑法第176条)：7年
- ② 強制性交等(刑法第177条)：10年
- ③ 準強制わいせつ(刑法第178条第1項)：7年
- ④ 準強制性交等(刑法第178条第2項)：10年
- ⑤ 監護者わいせつ(刑法第179条第1項)：7年
- ⑥ 監護者性交等(刑法第179条第2項)：10年
- ⑦ 強制わいせつ等致死傷(刑法第181条第1項)：15年(致傷), 30年(致死)
- ⑧ 強制性交等致死傷(刑法第181条2項)：15年(致傷), 30年(致死)
- ⑨ 強盗・強制性交等(刑法第241条第1項)：15年
- ⑩ 強盗・強制性交等致死(刑法第241条第3項)：なし

民法の不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間については以下のとおり。

性犯罪の被害者が、加害者に対して、不法行為に基づく損害賠償請求を行う場合、請求権行使の期間制限については民法第724条に規定されている。同条は、「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。」と規定している。なお、権利保護の必要性を考慮し、2017年5月、民法の一部を改正する法律が成立し、人の生命又は身体の侵害による不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から5年間、不法行為の時から20年間行使しないときに時効によって消滅するとされた(2020年4月施行)。

問6. 親子分離された子どもの苦情申し立て。

(答)

児童養護施設等の入所施設に対しては、児童福祉法に基づく運営基準によって、子どもからの苦情受付に必要な措置を講ずることを義務づけている。児童相談所には一時

保護のための施設があるが、これについても、入所施設と同様の体制をとるべき旨を指導している。

一方で、こうした仕組みの活用が不十分であるとの指摘もあり、目下、改善に向けた取組みを進めている。

児童相談所にある一時保護のための施設については、こうした仕組みの活用の促進に向けた調査研究を実施しており、来年度には、第三者機関である児童福祉審議会を活用したモデル事業を実施する予定である。

入所施設については、苦情受付の仕組みを子どもたちに周知徹底するよう、周知方法を例示しながら、2018年4月に改めて指導しており、引き続き運用の改善を図る。

問7. オンライン上の安全に関する学校教育。

(答)

2017年の法改正により、携帯電話会社と契約代理店に、フィルタリング説明をすることを義務化した。加えて、児童生徒が情報化のいわゆる影の部分を理解しながらインターネット等を適切に活用していくため、文部科学省では、情報モラル教育を充実し、青少年の健全育成を図るために次の5点のことを行っている。

- ①スマートフォン等をめぐるトラブル事例、対処方法のアドバイスなどを盛り込んだ児童生徒向けの啓発資料の作成・配布
- ② 学校における情報モラルに関する指導の充実を図るための教師用指導資料等の作成・配布
- ③ 家庭のルール作りやフィルタリングの活用を推進するための保護者向けシンポジウムの開催
- ④関係省庁、民間事業者と連携した専門家による啓発講座の実施
- ⑤子どもが使用するスマートフォン等のフィルタリングの必要性への理解促進、及び、積極的なフィルタリング活用についての保護者への啓発

なお、児童生徒向け啓発資料は以下のリンクより入手可能である。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/03/14/1369617_2_1.pdf

(小中学生用)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/03/14/1369617_1_1.pdf

(高校生用)

(了)